

## 【注意事項】居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

### 【介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて】

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみで、介護予防ケアマネジメントのプランは作成できません。

そのため、例えば以下のような場合においては、注意が必要となります。

利用月	利用するサービス	プラン	必要な届出	担当
5月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	A事業所
6月	通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント 【指定不可】	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	地域包括支援センター （もしくは委託）
7月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	A事業所

- 5月分と7月分は、A事業所が「指定介護予防支援事業所」として担当、請求することができますが、6月分は、担当、請求することができません。
- 6月分は、地域包括支援センター（もしくは委託）が担当することになるため、この場合、5月、6月、7月分のそれぞれにおいて、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出、利用者との契約が必要となります（A事業所は5月、7月分、地域包括支援センターは6月分）。介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合には、速やかに地域包括支援センターと連携をとってください。
- 利用者への負担を少なくするため、利用者との契約時点において、利用者と市地域包括支援センターとの介護予防ケアマネジメントの契約書も取り交わしていただく予定としています。（ただし、この場合であっても、上記の例における届出書は必要です）
- なお、今までどおり指定を受けずに指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメント双方につき、委託を受けることは可能です。
- 指定を受けられた場合でも、引き続き、プラン等情報の提供を求める予定としています。

## 参考

### 【地域包括支援センターから委託を受けた場合の委託料について】

区 分	業務委託料
介護予防支援 ※ 「予防給付のみ」又は「予防給付+総合事業」	1件当たり（月額） ¥4,420-
介護予防ケアマネジメントA ※ 総合事業のみ	1件当たり（月額） ¥4,420-
加算 ※ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通	
① 初回加算 ※ 新規に計画を作成する利用者のみ算定	¥3,000-
② 委託連携加算 ※ 居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定	¥3,000-
減算 ※ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通	
① 高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%
② 業務継続計画未策定減算(R7.4.1から適用)	-1%

※ 消費税及び地方消費税を含む

※ 介護予防ケアマネジメントB（緩和型サービスのみ）は、直営で実施